

整理番号	
区分	<input type="checkbox"/> 治験 <input type="checkbox"/> 製造販売後臨床試験
	<input type="checkbox"/> 医薬品 <input type="checkbox"/> 医療機器 <input type="checkbox"/> 再生医療等製品

## 治験費用に関する覚書

西暦 年 月 日付け締結の治験契約書第3条に規定する治験費用について、自治医科大学附属病院（以下「甲」という。）と、（以下「乙」という。）とは、下記のとおり覚書を締結する。

### 記

- 1 被験薬の化学名又は識別記号
- 2 治験課題名

#### （費用）

第1条 治験に要する直接費用及び間接費用は、契約単位で算定する費用及び症例単位で算定する費用とする。

2 契約単位で算定する費用のうち契約締結時に係る費用は以下のとおりとする。

区分	項目	算定方法	金額
直接費用	(1) 治験審査委員会 初回審査費用	300,000円	300,000円
	(2) 事前準備費用	400,000円	400,000円
	(3) 管理経費	((1)+(2)) × 20%	140,000円
間接費用	(4) 治験に係る間接費用	((1)+(2)+(3)) × 30%	252,000円
合 計			1,092,000円

3 前項の費用は、契約締結後に乙に請求する。乙は、その費用を速やかに甲へ支払うものとする。

4 契約単位で算定する費用のうち年度毎に係る費用は以下のとおりとする。

区分	項目	算定方法	金額
直接費用	(5) 治験審査委員会 継続審査費用	170,000円	170,000円
	(6) 管理経費	(5) × 20%	34,000円
間接費用	(7) 治験に係る間接費用	((5)+(6)) × 30%	61,200円
合 計			265,200円

- 5 前項の費用は、当該年度分を年度初めに乙に請求する。乙は、その費用を速やかに甲へ支払うものとする。  
 6 第2項及び第4項の費用は、原則として返還しない。

- 7 症例単位で算定する費用は、被験者1症例につき以下のとおりとする。

区分	項目	算定方法	金額
直接費用	(8)研究費	8,000円× ポイント*	円
	(9)管理経費	(8)×20%	円
間接費用	(10)治験に係る間接費用	((8)+(9))×30%	円
合計			円

\*ポイント数は、臨床試験研究経費ポイント算出表（別表第1）のとおりとする。

- 8 前項の費用は、治験薬の投与を開始した症例数に基づき積算し、四半期毎に一括して乙に請求する。乙は、その費用を速やかに甲へ支払うものとする。  
 9 同意取得後、治験薬の投与開始に至らなかった症例の費用については別途覚書を締結する。

(保険外併用療養費支給対象外経費)

第2条 乙は、治験に係る診療に要する費用のうち保険外併用療養費支給対象外経費について負担するものとする。

※追加の費用が発生する場合に以下を追記する。

- 2 乙は、前項に定める費用のほか、以下の費用について負担するものとする。  
 (1)  
 (2)  
 (3)

第3条 甲は、前条に定める保険外併用療養費支給対象外経費を、診療月毎に1点につき10円で算出して乙に請求する。乙は、その費用を速やかに甲へ支払うものとする。

- 2 甲は、前項の請求書を発行する場合は、被験者の診療に際して実施した検査、画像診断、投薬及び注射の内容を添付するものとする。  
 3 乙は、甲の請求内容について、説明を求めることができる。

(被験者への負担軽減費)

第4条 治験期間中に、甲が被験者に対し治験参加に伴う負担軽減費として支払う金額は、治験外来被験者来院1回毎に10,000円とする。ただし、外来被験者が、治験責任医師又は治験分担医師（以下「治験責任医師等」という。）の指示に基づき、治験の実施に関連して入院した場合は、入退院を1回として別途10,000円を支給する。

- 2 前項の治験期間中とは、当該被験者の同意を取得した後に行われる治験開始前の観察期及び治験終了後の観察期を含むものとする。

第5条 前条に定める負担軽減費の支払いに係わる事務費は、次の各号に定める金額とする。

- (1) 管理経費 前条第1項の支払金額に20%を乗じた金額  
 (2) 間接費用 前条第1項の支払金額と前号の管理経費に30%を乗じた金額

第6条 甲は、第4条第1項に定める負担軽減費及び前条に定める事務費を四半期毎に積算して乙に請求する。乙は、その金額を速やかに甲へ支払うものとする。

第7条 甲は、乙から支払われた負担軽減費を当月の末日までに当該被験者の指定した金融機関の口座に振り込むものとする。

(治験コーディネーター費用)

第8条 治験コーディネーター（C R C）費用は、被験者来院1回毎に18,000円とし、原則として、来院確認票（書式T-16）又はC R C費用算定票（書式T-18）の提出に基づき算定する。

2 前項の支払い金額に20%を乗じた金額を管理経費として加算する。

3 甲は、本条第1項に定めるC R C費用及び前項に定める管理経費を四半期毎に積算して乙に請求する。乙は、その金額を速やかに甲へ支払うものとする。

(監査に係る費用)

第9条 監査に係る費用は、1契約につき1日60,000円とし、これに20%を乗じた金額を管理経費として加算する。

2 甲は、前項の監査に係る費用を監査終了後に乙に請求する。乙は、その金額を速やかに甲へ支払うものとする。

(支払方法)

第10条 乙は、甲に対し第1条、第3条、第6条、第8条及び第9条に規定する費用を次の方法により支払うものとする。

(1) 支払期限 甲から乙に対して請求のあった翌月の20日（ただし、第6条の負担軽減費は当月の20日）まで

(2) 甲の指定する銀行口座

銀行名 足利銀行 自治医大出張所

口座名義 自治医科大学附属病院

口座番号 普通預金 1153

(消費税)

第11条 第1条から第9条に定める費用に係る消費税は、消費税法第28条第1項及び第29条、地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づきこれらの費用に消費税率を乗じて得た額とする。なお、税法改正により税率の変動があった場合は、請求時の税率で加算する。

(治験検討会議出席に係る指導料及び旅費)

第12条 乙は、治験検討会議に出席する治験責任医師等に対し、指導料及び旅費を支払うことができる。

2 前項に規定する指導料及び旅費の額は、次のとおりとする。

(1) 指導料 1回につき50,000円を上限とする。

(2) 旅費 治験検討会議出席に係る旅費支給基準（別表第2）による。

3 乙は、治験検討会議に治験責任医師等を出席させたときは、支払明細として治験検討会議出席に係る報告書（書式T-13）を甲に提出するものとする。

(協議)

第13条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じた場合は、甲と乙とが協議して定めるものとする。

以上のとおり覚書を締結した証として、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

西暦 年 月 日

甲 栃木県下野市薬師寺 3311-1  
自治医科大学附属病院  
病院長 川合 謙介

印

乙

印

上記の覚書について確認しました。

西暦 年 月 日

治験責任医師

印

(別表第1)

## 臨床試験研究経費ポイント算出表 (医薬品用)

要 素		ウエイト	I ウエイト × 1	II ウエイト × 3	III (ウエイト×5)	ポイント数 小 計
A	疾 患 の 重 篤 度	2	軽 度	中 等 度	重 症 又 は 重 篤	
B	入 院 ・ 外 来 の 別	1	外 来	入 院	—	
C	治 験 薬 の 投 与 の 経 路	1	外 用 ・ 経 口	皮 下 ・ 筋 注	静 注	
D	デ ザ イ ン	3	オ ー プ ン	單 盲 檢	二 重 盲 檢	
E	ポ ピ ュ レ ー シ ョ ン	1	成 人	小 児 成 人 (高 齢 者、 肝 ・ 腎 障 害 等 合 併 有)	新 生 児 低 体 重 出 生 児	
F	投 与 期 間	2	4 週 間 以 内	5 ～ 2 4 週	2 5 ～ 4 8 週 ( 週) 4 9 週 か ら 2 4 週 毎 に 5 ポ イ ント 加 算	
G	観 察 頻 度 (受 診 回 数)	1	4 週 に 1 回 以 内	4 週 に 2 回	4 週 3 回 以 上	
H	臨 床 檢 査 ・ 自 他 覚 症 状 観 察 項 目 数 (受 診 1 回 当 り)	2	5 0 項 目 以 内	5 1 ～ 1 0 0 項 目	1 0 1 項 目 以 上	
I	薬 物 動 態 測 定 等 の た め の 採 血 ・ 採 尿 回 数 (受 診 1 回 当 り)	2	1 回	2 ～ 3 回	4 回 以 上	
J	非 侵 襲 的 な 機能 檢 査 、 画 像 診 断 等	1	—	5 項 目 以 下	6 項 目 以 上	
K	侵 襲 を 伴 う 臨 床 薬 理 的 な 檢 査 ・ 測 定	3	—	5 項 目 以 下	6 項 目 以 上	
L	承 認 申 請 に 使用 さ れ る 文 書 等 の 作 成	5	3 0 枚 以 内	3 1 ～ 5 0 枚	5 1 枚 以 上	
ポイント数 合計						

(注) Aの疾患の重篤度、Bの入院・外来の別及びEのポピュレーション等については、治験依頼者側でI・II・IIIのいずれの欄を適用するかについて、治験依頼者側としては、すべての依頼先に共通のものを定めて提案をすることになっている。

なお、疾患の重篤度はプロトコールで規定する対象疾患の重篤度を意味し、個々の症例の相対的な重篤度を意味しない。

L欄は、治験責任医師等に対して、治験依頼者から厚生労働省に承認申請する際に求められている、専門誌上の論文の作成を依頼された場合に適用される。

(別表第2)

### 治験検討会議出席に係る旅費支給基準

職名区分	鉄道賃	船賃	宿泊費 (円)	日当 (円)
教 授	乗車券、グリーン券、特・急行券	1 等	20,000	5,000
准 教 授	乗車券、グリーン券、特・急行券	1 等	17,000	4,000
講 師	乗車券、特・急行券	2 等	15,000	3,000
助 教	乗車券、特・急行券	2 等	13,000	3,000

(注) 社団法人日本私立医科大学協会ガイドラインの出張旅費支給基準に準拠。